第●条 (譲渡制限解除後の納税のための売却)

- 1. 対象者は、割当てを受けた譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された場合、本条に定める手続に従って、解除された譲渡制限付株式の一部を売却しなければならない。
- 2. 前項に定める場合、当会社は、当該譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日(以下「解除日」という。)の[●営業日]後までに、以下の各号のすべての事項を各対象者に通知する。

① 売却数量:

譲渡制限付株式の解除に伴い必要となる源泉徴収税額(社会保険料及び特別徴収に 係る住民税を含む。)を計算したうえで、以下の計算式のとおり算出した売却株式数 <計算式>

売却数量=源泉徴収税額:解除日(解除日に取引が成立していない場合はその直前 の取引日)の当会社株式の終値(単元株未満は切り上げ)

② 株式売却日:

解除日の[●+1営業日]後の日以降の日から解除日の属する月の翌月 10 日までの間で当会社が定める日

③ 株式売却方法:

売却注文を受ける証券会社が利用可能と認める場合には VWAP ギャランティ取引の 方法、それ以外の場合には売却日の前場の寄付における成行注文の方法

3. 対象者は、譲渡制限が解除された譲渡制限付株式のうち、前項に定める売却数量の株式を前項に定める株式売却日に、前項に定める株式売却方法により、売却する。

(VWAP ギャランティ取引を採用する場合で、特殊な要因で証券会社が VWAP ギャランティ取引を受託できない場合は株式売却日を繰延べすることも可能)

- 4. 対象者は、本条に定める手続にしたがって売却した株式の売買代金を、当会社の定める期限及び方法に従って、当会社に対して送金する。
- 5. 解除された譲渡制限付株式の売却について、本条に定めのない事項が生じた場合には、 当会社が対応方法を決定し、対象者は当該決定に従わなければならない。